

じん芥収集自動車用シャシ部品（G） 令和7年6月～令和8年3月分 買入（単価契約）

1 購入物品

ダイハツ工業株式会社 製純正自動車部品

2 用途

じん芥収集自動車整備用

3 契約方法

単価契約

4 納入期間

令和7年6月1日～令和8年3月31日

5 買入予定金額

550,784 円

6 買入予定数量

351 個

7 割引率

ダイハツ工業株式会社 の発行するパーツカタログ 2025年版 記載小売希望価格の

%引き（小数点以下第2位を四捨五入すること）

8 発注および納入方法

- 1) 発注は都度発注とし、「9 納入場所」に該当する各センターの担当者が電話若しくはFAX等により行うものとする。
- 2) 納入は原則として発注後2日以内とし、土曜日、国民の祝日・休日および振替休日の納入も可能であること。ただし、納入期日が日曜日の場合は月曜日とする。また欠品等で納期のかかる場合については、別途協議とする。
- 3) 部品の運搬等、納品にかかる一切の費用は受注者の負担とする。
- 4) 受注者は、納入時に納品書（任意書式）を納入先に提出すること。

9 納入場所

名 称	郵便番号	住 所	電 話
南部環境事業センター	557-0063	大阪市西成区南津守5-5-26	06-6661-1190
東北環境事業センター	533-0006	大阪市東淀川区上新庄1-2-20	06-6323-3511
城北環境事業センター	538-0037	大阪市鶴見区焼野2-11-1	06-6913-3960
西北環境事業センター	555-0032	大阪市西淀川区大和田2-5-66	06-6477-1621
中部環境事業センター	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-6-28	06-6714-6411
中部環境事業センター出張所	556-0024	大阪市浪速区塩草2-1-1	06-6567-0750
西部環境事業センター	551-0013	大阪市大正区小林西1-20-29	06-6552-0901
東部環境事業センター	544-0013	大阪市生野区巽中1-1-4	06-6751-5311
西南環境事業センター	559-0023	大阪市住之江区泉1-1-111	06-6685-1271
東南環境事業センター	547-0023	大阪市平野区瓜破南1-3-40	06-6700-1750

10 事業担当

大阪市環境局南部環境事業センター（整備担当）

住 所：〒557-0063

大阪市西成区南津守5-5-26

電 話：06-6661-1190

11 その他

- 1) 本件は単価契約のため、数量については、車両の運行状況その他の要因により大幅な増減が生じる可能性があることを予め承知し、異議を申し立てないこと。
- 2) 納品する部品単価の設定については税抜き価格とし、各自動車製造業者の純正部品小売希望価格に「7割引率」を適用した価格とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てとすること。
- 3) 受注者は、部品の安定供給のため、十分な在庫を確保しておくこと。
- 4) 納入期間中に部品の改良やリコール対応により仕様が変更になった場合等でパーツカタログに未掲載であっても、供給できる部品は小売希望価格に「7割引率」を適用した価格とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てとすること。
- 5) 代金の請求は、毎月月末で締め切り、翌月に支払いの請求を行うことができる。請求書の提出先は、南部環境事業センター整備担当とする。
- 6) 請求金額は、各月の納入実績数量に「11 その他」の2)で設定した部品単価を乗じた金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てとすること。
- 7) 契約後における仕様書上の疑義は、当局の解釈によるものとする。
- 8) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により、よく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。
なお、質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965